

知らせ合う 早めのライトと 反射材

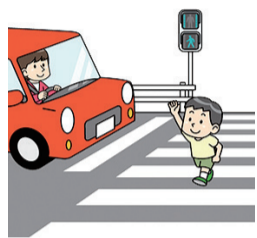
9月21日(水)～30日(金)は 秋の交通安全運動



秋は日没時刻が早まり、夕暮れ・夜間の事故が増加します。一人一人が交通ルールを守り、思いやり・譲り合いの気持ちで交通事故防止に努めましょう。
 〇 市民安全課・内線485、我孫子警察署☎7182-0110

歩行者の安全意識

信号を守り、横断歩道を渡る時は手を上げる・アイコンタクトをするなど、横断する意思を運転者に伝え、自動車が完全に止まってから渡りましょう。高齢の方は、加齢に伴う身体機能の変化を正しく認識し、無理のない横断をしましょう。



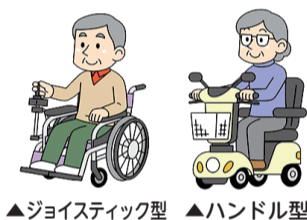
運転者の安全意識

信号無視・ながらスマホ・速度超過などは重大事故につながります。また、飲酒運転やお酒運転などの妨害運転は極めて悪質な違反行為です。家庭や職場など、あらゆる場所で「絶対しない・させない・許さない」を徹底しましょう。



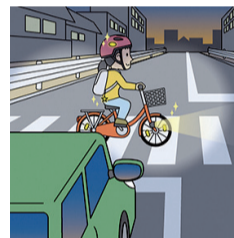
電動車いす(シニアカー)利用時の注意

シニアカーは歩行者として通行するため、歩道を通るか、歩道が無い道路では道路の右端を通らなければいけません。走行中は携帯電話を使用しない、二人乗りをしない、飲酒後はシニアカーの使用を控えるなど、利用上のルールを守りましょう。



夕暮れ・夜間の事故防止

夕暮れ時は自動車や自転車などのライトを早めにつけましょう。対向車・先行車がない場合や夜間はハイビームを活用してください。歩行者は明るく目立つ色の服装を心掛け、反射材用品などを活用しましょう。



7月1日から自転車保険の加入が義務化されました

自転車は誰でも利用できる便利な乗り物ですが、誰もが事故の加害者や被害者になる可能性があります。事故を起こした場合、刑事上の責任や被害者への損害賠償責任が生じます。通勤や買い物など、日常生活で自転車を利用する方は必ず自転車保険に加入してください。また、事故を起こさないためにも、「ながら運転・飲酒運転をしない」「原則として車道の左側を通行」「ヘルメットを着用」などの交通ルールを守り、安全運転を心掛けましょう。



約1億円の損害賠償が生じることも



9,521万円

歩行者後遺障害
小学生の前方不注意

9,266万円

自転車運転者後遺障害
高校生による通行違反

6,779万円

歩行者死亡
男性による衝突

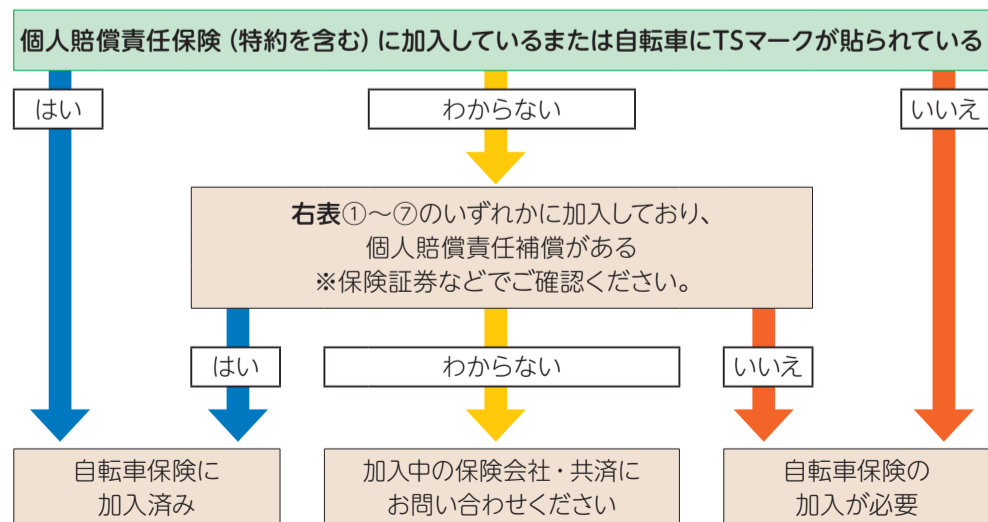
出展：(一社)日本損害保険協会

18歳未満の方の自転車利用

自転車事故が起こったときに、**加害者が未成年の場合、損害賠償は保護者に課せられます。**18歳未満の方が自転車を利用するときは、必ず保護者が自転車保険に加入してください。



保険の加入状況をご確認ください



TSマーク

自転車安全整備士が点検した車両に貼るシールです。色により賠償責任の補償限度額が異なります(青色1,000万円、赤色1億円)。※点検日から1年間有効

自転車保険(自転車損害賠償保険など)の主な種類	
個人賠償責任保険	①自転車向け保険 ②自動車保険(特約)
団体保険	③火災保険(特約) ④傷害保険(特約)
クレジットカード	⑤会社の団体保険 ⑥PTAの保険
共済	⑦クレジットカードの付帯保険
TSマーク付帯保険	全労災、県民共済など
	自転車の車両に付帯した保険

※千葉県市町村交通災害共済は自転車保険に該当しません。

